

令和5年9月 井手町

9月定例会会議録

井手町議会

令和5年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月11日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
諸般の報告	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議長の選挙	10
議会運営委員会委員の辞任の件	12
一般質問	12
谷田利一議員	12
1 西島新町長の基本政策について	
谷田健治議員	16
1 町内外の交通手段の充実を	
2 園・小・中学校の熱中症対策と体育館に空調設備の設置を	
3 子育て支援のさらなる充実を	
小割直彦議員	26
1 越境した樹木の伐採について	
田中保美議員	29
1 西島町長の教育における主な取組について	
2 自然環境保全の取組について	
岡田久雄議員	33
1 出生記念となる「命名書」のプレゼントについて	
2 高齢者等の安全確保のための「見守りシール」の配布について	
脇本尚憲議員	37
1 今後の高齢者を取り巻く環境	

2 森林環境譲与税の活用状況

鎌田隆宏議員	4 1
1 避難所について	
報告第18号 専決処分の報告について	4 4
議案第19号 専決処分の報告について	4 7
議案第50号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	4 8
議案第48号 令和5年度井手町一般会計補正予算（第5回）	4 9
議案第49号 令和5年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）	5 4
発委第2号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	5 6
散会	5 7
署名議員	5 8

第2号（9月15日）

応招・不応招議員	5 9
出席・欠席議員	5 9
出席事務局職員	5 9
出席説明員	5 9
議事日程	6 1
開会	6 2
会議録署名議員の指名	6 2
令和4年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について	6 2
議案第51号 令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	6 4
議案第52号 令和4年度井手町水道事業会計決算認定の件	6 4
議案第53号 令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件	6 4
議案第47号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	6 9
散会	7 2

署名議員	7 3
------	-----

第 3 号 (9月29日)

応招・不応招議員	7 5
出席・欠席議員	7 5
出席事務局職員	7 5
出席説明員	7 5
議事日程	7 7
開会	7 8
会議録署名議員の指名	7 8
議案第 5 1 号 令和 4 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	7 8
議案第 5 2 号 令和 4 年度井手町水道事業会計決算認定の件	7 8
議案第 5 3 号 令和 4 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	7 8
議案第 5 4 号 工事請負契約について同意を求める件	8 3
令和 4 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について	8 7
議員派遣の件	8 7
閉会中の継続調査の申出について	8 8
閉会	8 8
署名議員	8 9

第 1 号（令和 5 年 9 月 1 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和5年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和5年9月11日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年9月11日午前10時00分 副議長 谷田利一

閉会 令和5年9月11日午後 2時36分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	鎌田	隆宏	7番	脇本	尚憲
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	林田	夕加	議会書記	新田	純平

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西島	寛道	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二

企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
上 下 水 道 課 長 仁木 崇
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
学 校 教 育 課 長 ・ 高江 裕之
自然休養村管理センター館長兼務
税 務 課 長 乾 浩朗
保 健 医 療 課 長 中谷 誠
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
同和・人権政策課長 西島 豊広

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和5年9月11日（月）午前10時開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議長の選挙
- 第6 一般質問
- 第7 報告第18号 専決処分の報告について（5 一般会計補正（第4回）
- 第8 報告第19号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第9 議案第50号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第10 議案第48号 令和5年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第11 議案第49号 令和5年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第12 発委第2号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

議事の経過

副議長（谷田利一） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦勞さまでございます。

ただいまから令和5年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長が欠員のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

日程に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。皆さんもご承知のとおり、去る8月13日の井手町長選挙の結果、住民各位の支持を得て、西島新町長が見事当選を果たされました。心からお祝いを申し上げますとともに、若さと行動力で住民の付託に応え、町政の推進にご活躍されますよう期待いたします。

さて、本日、西島町長より9月定例町議会が招集されました。各議案につきましては慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、諸般の報告を行います。

ここで、閉会中の議員辞職についてご報告申し上げます。谷田みさお議員より、去る7月18日付で、また、西島寛道議員より、去る7月26日付で辞職願が提出され、同日付で議員辞職を許可しております。

次に、さきの町長選挙と同一日程で行われました井手町議会補欠選挙の結果、木村健太議員と谷田健治議員が当選されましたので、ご報告申し上げます。

それでは、木村健太議員をご紹介します。

1番（木村健太） おはようございます。ご紹介いただきました木村健太でございます。何事にも全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長（谷田利一） 次に、谷田健治議員をご紹介します。

2番（谷田健治） ご紹介いただきました谷田健治です。皆さんのいろいろご指導も頂きたいと思えますし、自分が公約として掲げてまいりましたことをしっかりお約束できるように頑張っていきたいと思えます。どうかよろしくお願い申し上げます。

副議長（谷田利一） 次に、閉会中の委員の選任の件ですが、今回当選されました議員の常任委員会及び特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、去る8月13日付で、木村健太議員を総務文教常任委員会委員、議会広報編集委員会委員、議会活性化特別委員会委員に、また、谷田健治議員を議会運営委員会委員、産業厚生常任委員会委員、議会広報編集委員会委員、交通対策特別委員会委員、議会活性化特別委員会委員に選任いたしましたので報告いたします。

次に、監査委員から6月、7月、8月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、議席の指定を行います。

新庁舎の建設に伴い、新たな議場となったことから、議席につきましては、ただいま着席のとおり指定いたします。

次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鎌田隆宏議員、7番、脇本尚憲議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の番号の方にお願います。

次に、日程第4、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月29日までの19日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（谷田利一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの19日間に決定いたしました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正1件、令和5年度補正予算2件、人事同意案件1件、令和4年度決算認定の件3件、専決処分2件、合計9件であります。

それでは、審議を行います前に、西島町長より挨拶並びに今期定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを許します。

西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし

では、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

まず初めに、7期28年の長きにわたり心身ともに井手町発展のためにご尽力を賜りました汐見前町長のご功績に対しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。私が栄えある井手町長に当選させていただきましたことは、汐見前町長が28年間進めてこられた町政に対しての高い評価であるとともに、私の若さと行動力に対する期待の大きさと受け止めておりまして、皆様方の厚い期待に応えるためにも、これからの4年間、井手町発展と住民の幸せのため精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

それでは、町政を担当するに当たりまして、所信の一端を述べさせていただきます。

私は選挙における公約の基本姿勢である、汐見町政を継承し、若さと行動力で西脇京都府政と協調して、豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまちの実現を目指すため、三つの基本的な考えの下、行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

一つ目は、まちの主人公である住民と対話を重ね、一緒になって町政を進める。二つ目は、公費は全て住民のお金であり、一円たりとも無駄にせず、最少の経費で最大の効果を上げる。三つ目は、ガラス張りの町政を推進するというものでありまして、これからの4年間は、この基本的な考えを堅持しながら町政を推進してまいりたいと考えております。

さて、私は、町長選出馬に当たり、さきに述べた基本姿勢の下、六つの柱からなる32項目の基本政策を公約として発表し、その実現に向け精いっぱい取り組んでいくことを訴えてまいりました。

これらの六つの柱について申し上げますと、一つ目は「自然環境を守り育て安全でやすらぎのあるまちづくり」として5項目、二つ目は「快適な暮らしと豊かな自然を活かしたまちづくり」として4項目、三つ目は「活力のある産業振興と観光・交流のまちづくり」として4項目、四つ目は「あすを創造する教育や文化・スポーツをはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」として7項目、五つ目は「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」として4項目、六つ目は「つながりとふれ合いを大切に、みんなで取り組むまちづくり」として8項目を基本政策としております。

その中でも、この4年間で取り組むべき喫緊の課題は、本町における人口の減少を食い止めることであると考えております。そのためには、まちづくりの核となる国道24号城陽井手木津川バイパスの早期実現に取り組むとともに、このバイパスへのアクセス道路の整備と宅地等の開発適地の拡大を行うこと、京都府内でトップレベルである子育て支援策等のPRを積極的に行い、町内外に周知を図り、JR奈良線全線複線化による利便性の向上や企業立地による雇用の創出など、若者が住みやすい環境づくりに向けた施策にも積極的に取り組み、人口の減少を食い止めていきたいと考えております。

そのほかにも数多くの取り組むべき課題を公約にしておりますが、私といたしましては、これらの公約を実現するため、これからの4年間、地域住民の皆様をはじめ、幅広い方々からのご意見やアイデアを伺いながら行財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

これからの数年間は、本町にとりまして将来を左右する大変重要な時期を迎えることとなります。これまでと同様に国や京都府のご支援を頂きながら、住民と議会と行政が一つになって同じ方向に向かって進むことができたならば、本町の課題は必ず解決できるものと確信しております。

これから4年間、私もしっかりと頑張ったいと考えておりますので、どうか議員各位におかれましても、これまで同様、町政推進のためにご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症であります。5月8日に感染症法上の位置づけが5類に変更されてから4か月が経過したところでありますが、この間も新型コロナウイルスによる感染は継続しているところであります。本町におきましては、初回接種を終了した生後6か月以上の方を対象とした令和5年秋開始接種を、個別接種は9月20日から、集団接種は9月30日から実施する予定であります。これまで3年間、年末年始に新型コロナウイルス感染症が流行していることから、引き続き、国や府と連携し、緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

さて、令和5年度も、はや6か月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月28日に決定し、町税につきましても、年間収入見込額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における令和5年度の財政見通しにつきましてご報告させていただきます。

まず、実質交付税では、普通交付税は約15億7,800万円、前年度実績に比べ約7,200万円、率にして4.8%の増、臨時財政対策債は約1,500万円、前年度実績に比べ約1,800万円、率にして54.5%の減、合わせまして実質交付税は約15億9,300万円、前年度実績に比べ約5,400万円、率にして3.5%の増となっております。

また、町税の年間収入見込額であります。企業進出などに伴う固定資産税の増収などによりまして、町税全体で約9億4,000万円と、前年度同時期と比較して約1,000万円、率にして1.1%の増となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第47号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件ほか、8件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第47号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第48号は、令和5年度一般会計の補正でありまして、補正総額は6,210万円の増で、補正後の一般会計予算は54億3,394万2,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、空き家等の実態把握のための空き家活用促進調査に400万円、ふるさと応援基金に92万4,000円、社会福祉基金に30万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、各種事業の精算等による返還金に772万2,000円計上いたしております。

次に衛生関係では、町外の施設入所者への新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害に対して、国の認定があった方へ国から給付金が支給されることから、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費に4,441万2,000円、住民税非課税世帯の妊婦の経済的負担軽減を図るための低所得妊婦初回産科受診料支援に5万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係では、町営住宅の空き家改修を行う改良住宅等改修に220万円計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に247万1,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国庫支出金 4,443万7,000円、寄附金 122万4,000円、繰入金 853万4,000円、繰越金 541万9,000円、諸収入 248万6,000円計上いたしております。

議案第49号は、令和5年度特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第50号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第3条の規定に基づき提出するものであります。

議案第51号から議案第53号までの3件は、いずれも令和4年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

令和4年度決算につきましては、前年度に引き続き、全ての会計の実質収支は黒字となっております。また、財政指標であります経常収支比率や実質公債費比率は、これまで同様に府内市町村の中で最もよい数値となっております。

報告第18号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し承認を得ようとするものであります。

報告第19号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、町道29号第2工区道路改良その7工事につきましては、予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（谷田利一）　　ここで、事務局から一言。

議会事務局長（森田　肇）　　ここで注意事項についてご報告させていただきます。報道機関におかれましては、次から副議長に許可を得てから撮影して

いただきますようよろしくお願いいたします。

副議長（谷田利一） 次に、日程第5、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（谷田利一） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に脇本尚憲議員及び岡田久雄議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

副議長（谷田利一） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（谷田利一） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

副議長（谷田利一） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（森田 肇） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、木村健太議員。

2番、谷田健治議員。

3番、鎌田隆宏議員。

4番、小割直彦議員。

5番、田中保美議員。

6番、奥田俊夫議員。

7番、脇本尚憲議員。

9番、岡田久雄議員。

10番、木村武壽議員。

8番、谷田利一議員。

（投票）

副議長（谷田利一） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（谷田利一） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

脇本尚憲議員及び岡田久雄議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

副議長（谷田利一） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、奥田俊夫議員 10 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、奥田俊夫議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖解除）

副議長（谷田利一） ただいま議長に当選されました奥田俊夫議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました奥田俊夫議員から挨拶の申出がありますので、これを許します。

議長（奥田俊夫） 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙を頂き、井手町議会議長の要職に選ばれましたことは、誠に身に余る光栄であるとともに、重責の重さに身が引き締まる思いでございます。今後、さらに自ら研さんを深め、議会の活性化を図るとともに、審議の場においても柔軟かつ的確に対応できるよう、適正かつ円滑な議会運営に鋭意努力してまいります。

議員各位におかれましては、共に町政発展のために、より一層のご指導ご鞭撻のほどをお願いするとともに、理事者の皆様におかれましては、多岐にわたる住民のニーズに的確に応えることができるよう、行政と議会が一体となって井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、ぜひとも引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、議長就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

副議長（谷田利一） この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

副議長（谷田利一） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、追加日程第1、議会運営委員会委員の辞任の件を議題とします。

先ほど、議会運営委員会の奥田委員から委員の辞任をしたいとの申出がありました。

お諮りします。本件は、申出のとおり、奥田委員の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（谷田利一） 異議なしと認めます。したがって、奥田委員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

これで、副議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第6、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 8番、谷田利一です。

質問に入る前に一言、このたびは、新議場において、なおかつ元同士でもある新町長にトップバッターで質問に登壇できることは誠に感激で、喜びにたえません。今後は一層研さんし、議会活性化に誠心誠意努力する所存でありますので、ご指導賜りますようお願い申し上げまして、質問に入らせていただきます。

私からは大きく1点、西島新町長の基本政策についてお伺いいたします。

西島町政第1期目の運営について、お伺いたします。

8月の町長選挙では、各種団体からの推薦と多くの住民からの支援を受けて、西島町長が見事当選されました。これまでの豊富な議員経験に加え、選挙の際には、1期目の基本姿勢として、若さと行動力を生かし、西脇京都府政と協調して、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまちの実現」を掲げ、併せて六つの基本政策と32項目の公約を発表されています。

そこで、今回の選挙における基本政策と、その実現に向けた具体的な取組、また、人口減少対策など、本町の課題解決についての考えをお伺いたします。よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からお答えいたします。

地域住民の皆様をはじめ、各方面からの力強いご支援と温かいご厚情によりまして、初当選の栄に浴し、8月27日付をもって井手町長として町政の重責を担うことになりました。この重責に身が引き締まるとともに、地域住民の皆様への負託にお応えするべく、様々な行政課題を解決するため、責務を果たしてまいりたいと考えております。

私は、先ほどの開会の挨拶でも申し上げましたように、選挙公約に汐見町政を継承し、若さと行動力で西脇京都府政と協調して、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すことを基本姿勢として、六つの柱からなる32項目の基本政策を発表いたしました。これらの基本政策については、これまで汐見町政において進めてこられた教育や福祉、子育て支援、環境対策、商工業や農業の振興、暮らしの周辺整備、消防・防災対策等のさらなる充実を図る内容としておりまして、地域住民の皆様や関係団体等のご意見も伺いながら、少しでも前進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

特に、本町における待ったなしの課題でもある「人口減少対策」については、国道24号城陽井手木津川バイパス及びアクセス道路の整備やその周辺での宅地等の拡大、子育て支援策等のPR、JR奈良線全線複線化、企業立地等を積極的に進めることが重要であるとと考えております。

具体的には、国道24号城陽井手木津川バイパスの早期開通に向け、国土

交通省をはじめとする関係機関に強く働きかけるとともに、その進捗と併せて、市街地とバイパスとを結ぶアクセス道路整備に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。また、バイパスやアクセス道路周辺の住宅開発適地や事業手法の検討を進めるとともに、既存宅地や家屋の活用についても取り組んでまいりたいと考えております。

子育て支援策等のPRについては、「子育てするなら井手町で」をキーワードに、今後の鉄道や道路整備等による本町の利便性なども含め、府内トップクラスの支援内容について、町内外にSNS等の様々な手法により発信してまいりたいと考えております。

若者が住みやすい環境づくりについては、JR奈良線全線複線化の早期実現に向け、京都府の西脇知事や沿線市町と引き続き連携して取り組むとともに、新たな企業の誘致や山城多賀駅前商業施設が予定どおり来年夏に開業できるよう、関連する道路などの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組が実現すれば、人口の減少を食い止めることができるものと私は確信しております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ただいまの力強い答弁を頂き、ありがとうございます。議会としても協力して、住民が安心・安全に暮らせるように努力してまいりたいと思います。

そこで、大きく2点について再質問したいと思いますが、答弁いただければありがたいです。

1点目は、町長が選挙戦で訴えておられました人口減少の対策として、住宅開発が喫緊の課題だとおっしゃっていましたが、住宅開発については時間を要するということで、空き家を解体して新築することを条件に補助したいというような考えの訴えがありました。この件で、もう少し枠を広げていただきたいというように思います。というのは、今、本町では、多くの空き家の中に、新築ができない、いわゆる前に道路がない土地や旗ざお地のような、そういう環境の住宅が多く残っています。そのような土地は新築したくてもできません。そのような土地にもリフォームのチャンスを与えていた

だくためにも、リフォームにも補助するよう制度の拡大をぜひ検討課題に加えていただきたいと思います。お伺いいたします。

2点目は、この問題は当初、地元玉水区の多数の住民から、今回の一般質問の町長基本姿勢の2項目めに入れて記録として残してほしい。駄目なら陳情、請願をすると強く要請がありましたが、何度も協議の上、あまりにも強過ぎるということで、私に任せてほしいということで落ち着き、今回は一般質問での提出は控え、再質問で訴えることにいたしましたので、その点をご理解いただき、しばらく時間を頂きたいと思っております。

要件は2点ありまして、1点目は旧庁舎の後利用です。新庁舎は高台へ移転しましたが、玉水区民八百数名は残されたままです。木津川が決壊すれば、全戸水没に陥ります。第1回新庁舎建設検討委員会が開催されたときから、庁舎のことは話されても、玉水区住民のことは何ら話されないし、玉水区住民は、自分たちのことをほったらかしで庁舎だけ逃げていったのでは住民無視ではないか、玉水区の浸水被害のことも少しは検討していただきたいとの意見が出ていました。玉水区の避難所は玉川保育園ですが、防災訓練で実際に歩きましたが、保育園まで行くことは、高齢者も多く、非常に困難であるとの意見も多数ありました。新庁舎建設検討委員会では様々な考えもあると思っておりますが、ぜひ、旧庁舎は耐震も終わっていることから、玉水区住民のための避難所、防災タワーとして残してほしいという訴えでございます。今後の考えをお伺いしたいと思っております。

2点目は上ノ浜樋門についてであります。国道24号の下に排水管を入れていただいたことはありがたいことです。しかし、その後も何度となく浸水被害が起こっていますし、今年も既に浸水被害が発生したことは事実です。玉水区は上井手区、高月区、水無区の排水の全てを受けています。ポンプの常設を何度希望しても国土交通省が許可しないとのことですが、今まで浸水はポンプ、電源車の到着が遅く、排水ホースの接続にも時間を要するのが原因ではなかったのでしょうか。パイプを貫通してもらって住民は少しは安心していましたが、南山城水害経験者は70年たった今でも恐怖は忘れられません。新庁舎に17億を使い、基金72億があるなら、国・府に話ができる理事者も多くおいではないのでしょうか。国土交通省と話を付け、国土交通省のり面使用が駄目なら、町として基金の一部を使ってでも、町有地に数台の固定のポンプ設置、固定ホースを接続する工事を早急に実施していただ

き、いつでもポンプが稼働できるようにして住民を安心させていただきたい
と思います。木津川の水位が上がるたびに脅かされている住民の思いを理解
していただきたいということでございます。答弁いただければありがたいで
すが、よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 1点目の住宅地のことでありますけれども、12月から
またいろいろと予算を組んでいくわけではありますが、そのときに、いろい
ろと皆さんと対話を重ねながら、その件については、進めていけるところは進
めていきたいと私は考えております。

2点目の玉水区のまず旧庁舎は、今、議員おっしゃったことを十分理解し
ておりますので、旧庁舎をどのようにするかもまだ全然検討の段階でありま
す。京都産業大学とまた連携しながら、旧庁舎を、例えば、何かいいアイデ
アがあれば、そういうふうに残していけるようなことができればいいと考
えております。

三つ目のパイプ、浸水被害の件は、国土交通省とも今後対話をしながら、
なるべく良くなるように検討していきたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 前向きなご答弁ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 次に、谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2番、谷田健治です。

質問通告に基づき、大きな柱として3点ありますが、それを質問させてい
ただきます。

まず、1点目に、町内外の交通手段の充実を求めるという立場から質問さ
せていただきます。

「第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が昨年3月に策定され

ています。策定に当たって実施された「住民アンケート調査」では、「住んでいる地区で気になるところ」の項目において、「買物など日常生活が不便である」との回答が80.7%でトップです。平成28年に実施されたときより20ポイント以上増加しております。2番目は「鉄道などの公共交通が不便である」が25.1%となっています。また、「⑫地域の課題」というところの項目では、「移動手段がない人への移動支援」が44.8%で、これもトップとなっています。さらに、町内の各地区で実施されております「ワークショップから見える地域の課題」として、「町内移動手段がなく、特に高齢者の移動が課題」、また、「スーパーがなく日常生活の買物が不便」といった意見もそこには記載されております。

アンケートやワークショップの結果を踏まえ、第2章のまとめに当たる「誰もが暮らしやすい地域づくり」のところでは、「日常の買物や移動支援の充実が地域の気になる点や課題として挙げられています」と記載されているわけであります。これらのアンケートの結果は、町内外を移動するための十分な公共交通手段が井手町にはないということを反映したものであると考えます。

一昨年の6月議会には、「町内の交通手段確保を求める請願」が1,047名の署名を添えて提出されました。この数は町民の14%を超え、町民の7人に1人が署名したことになります。

今年7月に役場が高台に移転し、高低差が37メートルもあるため、役場に歩いて行くのが困難になったという方が多数おられます。高齢者だけでなく、ベビーカーを押しながら坂道を上っていくのは無理だという若い方、また、図書館に行きたいけど、歩いて行くのは危ないからと親に止められている子どもの声なども聞いています。世代を超え、多くの方がバス、移動手段を望んでおられます。井手町政は、バスを走らせてほしいという町民の切実な願いをしっかりと受け止めるべきではないでしょうか。町長は、バスを走らせてほしいというこれら町民の切実な願いをどのように受け止め、どのように解決しようとされているのか、町長の答弁を求めます。

本年度4月から、社会福祉協議会により井手町内の「送迎サービス」として「IDECA」が試行運転されております。7月の「社協だより」には、「登録者数は100人で、1日平均3件程度の利用があり、主な行き先は医療機関や公共施設、駅、金融機関」と記載されています。利用できる対象者が井手町在住で65歳以上の登録者、運行は井手町内だけ、その他運行時間、

運行日など、多くの条件が設けられており、誰もが気軽に利用できる「送迎サービス」としては不十分さを残していると思います。現在は「試行運行」期間中ではありますが、令和6年3月の試行運行終了まで待つことなく、住民のニーズに合った「IDECA」として運行するために、早急に利用条件の見直しが必要と考えますが、次の見直しをするかどうかお聞きします。

まず、図書館を利用したい子どもたちも利用できるように、対象者の拡大ができないか。②町内外の商店での買物や通院にも利用できるように運行範囲を拡大することはできませんか。以上、お答えください。

二つ目の大きな柱です。園、小・中学校の熱中症対策と体育館に空調設備の設置を求めるという立場から質問いたします。

今年の夏は、例年にも増して厳しい暑さが続いています。去る8月22日、北海道伊達市で小学2年生の女子児童が体育の授業後に熱中症の疑いで亡くなるという悲しい事故が発生しました。7月28日にも山形県米沢市で、部活帰りの女子中学生が熱中症の疑いで亡くなっています。不測の事態はどこでも起こり得る危険性があります。

園、小・中学校での熱中症対策について質問します。

①子どもを熱中症から守るためのガイドライン、マニュアルは各園・校で作成されていますか。

次に、作成されている場合、具体的にどのように活用しているのかお答えください。熱中症の危険性を測定するための暑さ指数計は各園・校に配備されていますか。お答えください。

次に、体育館の空調設備設置について。猛暑の中、空調設備がない体育館で体育の授業や運動を行うことは、熱中症発症の危険性が高まります。子どもの命を守り、また、学びを保障する観点から、体育館に空調設備を設置することは緊急に求められている課題です。また、小学校の体育館は、災害時には避難所となります。選挙時には投票所となり、ワクチン接種の集団会場にもなっていました。令和4年9月22日に開催された井手町議会決算特別委員会において、前町長は、体育館の空調設備設置について、次のように答弁しています。「小・中学校の体育館空調設備、財源は今、緊急防災・減災事業費で幾らでもできます」、「本町では、先ほどから言われておりますように、教育や福祉、子育て、先進的に取り組んでおります。限られた財源でありますので、何を優先的にやるかということは常に点検しながらやっているわけ

です」、「これまでから常にどうすべきかというのは検討しています。ただ、まだ順位がそこまでいっていないということで、今日になっているということでもあります」。このように答弁されました。熱中症対策は、私は緊急の課題だと考えております。優先順位を引き上げ、緊急防災・減災事業として、小・中学校の体育館への空調設備、また園への設置を進めていくおつもりはありますか。問いたいと思います。

3 点目に、子育て支援のさらなる充実を求める立場から質問いたします。

井手町には何にでも使える財政調整基金だけで 2 3 億円以上あります。豊かな財政を活用し、子育て支援のさらなる充実を求める。町内にある三つの保育園の中で、ゼロ歳児保育が行われているのは玉川保育園だけです。これでは、兄弟や姉妹が別々の保育園に通園しなければならない事態も起こり得ます。現在、兄弟姉妹が別々の保育園に通園している例は、過去の例も含め、あるのか問いたいと思います。また、あれば、その件数は何件かお答えください。兄弟姉妹が別々の保育園に通わなければならないのは、保護者にとって送迎の負担は非常に大きいです。保育士を増やし、全ての保育園でゼロ歳児保育を実施することを求めますが、いかがでしょうか。お答えください。

町内の小学校に放課後児童クラブ（学童保育）が設置されています。厚生労働省は毎年、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」を公表しています。令和 4 年 5 月 1 日の調査では、利用料の徴収を行っている施設は 96.7%です。3.3%の施設では利用料の徴収を行っていません。また、おやつ代のみ徴収という施設もございます。子育て支援をさらに進めるため、放課後児童クラブの利用料を無料にすることはできないでしょうか、問いたいと思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、1 点目の住民の方からの願いへの受け止め方と解決策についてお答えいたします。

本町の財政構造は、自主財源が乏しいため、早くから行財政改革に取り組むとともに、国や京都府からの手厚い支援などの依存財源に頼りながら、府内トップレベルの子育て支援をはじめ、様々な住民サービスが提供できてい

る状況にあります。また、近年取り組んでいる大型事業の起債の償還が数年後から始まり、公債費も増加してくることが見込まれることから、これからはより一層慎重な行財政運営に取り組まなければならないと考えております。

このような中で、従前の利用状況から毎年大きな赤字が想定される公共交通としてのバスの運行に対して本町が支援し続けることは、大変難しいものと考えております。そのため、福祉施策として、現在高齢者などの日常生活に必要な移動手段として、社会福祉協議会が実施されている「送迎サービス I D E C A」の実証運行に対し補助を行っているところであり、今後、実証運行の結果などを踏まえて対応を検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 1点目の「I D E C A」の運行について、一つ目の対象者の拡大、二つ目の運行範囲の拡大につきましては、当該運行事業は、実施主体である井手町社会福祉協議会が、高齢者の方の移動支援対策として実施計画を策定し、タクシー事業者や近畿運輸局等の交通関係者等で構成される井手町有償運送運営協議会において、運行の必要性をはじめ、対象者及び運行区域の範囲や対価等について協議され、合意を得て、現在実証運行が行われているところであります。

実施主体である井手町社会福祉協議会からは、現在、現行の対象者や運行区域を前提に利用状況を検証しているところであり、対象者や運行区域の拡大は考えていないと聞いており、本町としては引き続き実証運行の状況を注視してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 2点目のうち、保育園の熱中症対策についてであります。まず、一つ目の本町の町立保育園における熱中症から園児を守るためのガイドライン、マニュアルにつきましては、園児の屋外活動における基準を設けておきまして、暑さ指数が「危険」とされる31以上の場合には、園児を外に出さないようにするとともに、暑さ指数が31を下回る場合においても、園庭に日よけネットの設置やウォーターミストを作動させた上で、園児の屋外での遊び時間に制限を設定するなど、熱中症を防ぐための対策を実施しているところであります。

次に、二つ目の暑さ指数計につきましては、各園に配置しております、常に熱中症の危険度を確認しながら保育を行っております。

次に、体育館への空調設備の設置についてであります、町立保育園に体育館はありません。

次に、3点目のうち、保育園の関係についてであります、まず、兄弟姉妹が別々の保育園に通園している事例につきましては、令和3年度から令和5年度の過去3年間で申し上げますと、令和3年度が10世帯、令和4年度が8世帯、令和5年度が5世帯となっております。なお、そのうち約半数の方につきましては、希望どおりの入所となっております。

次に、全ての保育園でのゼロ歳児保育の実施についてであります、全国的な少子化の進展や保育環境の変化に伴い、近隣市町におきましては保育園の統廃合等による児童の集約化が実施、予定されているところですが、本町におきましては、子育て世代の住民の皆様ができる限り住み慣れた地域で安心して子育てしていただけるよう、限られた財源や保育士確保が厳しい環境の中、地域の児童数のバランスを踏まえながら、できる限りの手厚い保育環境が確保できるように各園の年齢構成や定員を設定し、町内における三つの町立保育園の維持に努めているところであり、全ての保育園でのゼロ歳児保育の実施は考えておりません。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 2点目のうち、小・中学校の熱中症対策と体育館への空調設備の設置についてであります、一つ目の子どもを熱中症から守るためのガイドライン、マニュアルにつきましては、文部科学省や京都府教育委員会の通知を基に、暑さ指数が31以上の場所では運動しないなど、暑さ指数に応じた対応や休息、水分補給などの対策を記載したマニュアルを学校ごとに作成しております。また、マニュアルの活用につきましては、職員会議等で全教職員に対して周知徹底を行い、熱中症対策に努めているところであります。

二つ目の暑さ指数計につきましては、各校に配備しております、運動場や体育館で測定を行っているところであり、なお、体育館につきましては、暑さ指数が31以上となることはほとんどない状況であります。

次に、体育館の空調設備設置につきましては、熱中症対策について、各校

においてマニュアルに基づく運用の徹底を図るとともに、運動会、体育大会を10月下旬に開催するなど、行事の見直しを行ってきたところでありまして、現在のところ設置の予定はございません。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) 3点目のうち、放課後児童クラブの利用料を無料にすることはできないかにつきましては、本町の放課後児童クラブの利用料は収入に応じて定めており、同時に在籍している2人目以降の利用料につきましては、子育て家庭の負担軽減を図るためおよそ半額として運用しておりますので、現在のところ利用料を無料にすることは考えておりません。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 再質問させていただきます。

まず、町長の質問に対する返答を聞いておまして、バスの運行というのは非常に難しいということをおっしゃっていましたが、「IDECA」があるということで、今のところバスを走らすということはないとされたんですが、ただ、僕は、役場が高台に移転したということは、住民の皆さんにとってかなり大きな移動手段、役場というのは皆さんが集まるところでありますから、非常に行きにくい場所であっては駄目だというふうに思っているんです。

8月28日ですが、これは私がお聞きした話ですが、町内に住んでおられる高齢の女性の方が月末で役場にお金を納めに行くということで、自宅を出られて役場に向かわれたんです。役場に着く手前の民家のところでしんどくなって、そこにおられたそうです。周りにいた人たちが救急車でも呼びましようかということでされたんですが、いや、もうそこが役場だということで、実際役場まで歩いてこられました。役場に來られたんですが、役場の中でもしんどくなって、それを見られた町の職員の方が本人に水をあげて、そういうようなことがあったんです。実際にやっぱりそういうふうに、高齢者の方にとっては、この役場に來ること自体が非常に難しい状況になっていると思います。そして、町の職員の方は非常に適切な対応をされたとは私は思うんですが、その方を自宅まで送り届けられております。「IDECA」を呼びましようかということでしたが、「IDECA」はその日は動いていない日であり

ました。それからタクシーを呼ぼうかということでもいろいろ手配もしてもらったのですが、タクシーもここに来ないということで、そういう事例があったんです。

そのことを考えますと、高齢者だけじゃなくて、役場に来るということは非常に難しいという方がやっぱりおられるんです。そういうことをしっかりまず知っていただきたいのと、そういう事実は、私が今申し上げましたが、町の職員の方が対応されていますので、町長はそういうことはつかんでおられていましたかどうかということが1点。

それから、「テオテラスいで」がオープニングをしました。そのときに、オープニングの挨拶の中で、3年間がすごく大事だということをおっしゃっていました。3年後には木津川バイパスがつくからそういうことをおっしゃっていたのかなと僕は理解しているんですけども、この3年間、町民の皆さんがああの施設を利用したりするためには、全ての町内を回るかどうかは別として、町の拠点である井手町の庁舎に来られる手段をやっぱりつくってほしいというふうに私は思っていますが、ご見解をまず聞かせいただきたいということが1点目です。

それから、「IDECA」のことでありますが、8月29日の京都新聞に大きな記事が載っていたんです。それは和東町の乗合タクシーの件でした。和東町の乗合タクシーは昨年9月に実証運行を始めております。利用者が最初は少なかったんです。1か月当たり約20件だった。ところが、住民の皆さんに途中でいろいろアンケートを取られて、どういうふうにしたら乗合タクシーをうまく皆さんに活用していただけますかということ調べたんです。その結果、乗降場所を81か所に増設した。日曜、祝日も運行、料金の一部も変更した。それから町外在住者も利用可、運行時間は午前7時から午後8時、こういうように途中で利用者のニーズをしっかりとつかんでいるんです。そしてその結果どうなったかといいますと、利用件数は1か月当たり350件から430件に増えております。約20倍に増えたわけです。そして町の担当者の方は、当初は厳しい数字が届いたけれども、粘り強く改善を続けてよかった。より丁寧なニーズの調査を進め、公共交通の維持につなげたいというふうにおっしゃっています。

「IDECA」の場合は福祉関係のこととして運用されて、ちょっと違いかもわかりませんが、ただ、ここには教訓とすべきことが私はあると思うん

です。住民のニーズをどうつかんで生かしていくのかということだと思えます。「IDECA」についても、途中で一回そういうアンケートを取って、したらどうかと思うんですが、それについてお答え願いたいと思います。

それから、小・中学校の体育館への空調設備の設置について、町長がどういふ答弁をされたかということをお先ほど述べたわけではありますが、今年の6月の定例会で他の議員が体育館への空調設備を求める質問をされております。そのときは、同じく優先順位を見極めながら判断してまいりたいと、これは脇本総務課長の答弁だったと思いますが、そういうふうにお答えいただけるんです。すなわち、私が申し上げたいのは、今、熱中症対策というのは緊急の課題だと思うんです。優先順位がもっと上がっていると思うんです。これに対して、同じように優先順位、予算の関係など、そういうことでそういうふうにお考えいただけるのかどうか。

それと、これは緊急防災・減災事業債を活用すれば、小・中学校の体育館への自治体の自主的な負担は30%になるんです。町長もそのことを言われたと思いますし、これは、国による財政措置は令和7年度までです。そこを過ぎたら使えないわけです。今すぐ早急にこの制度を利用してやったらどうかと思います。

八幡市では、全ての中学校に空調設備が設置されております。あと小学校二つを残すだけというふう聞いております。やっぱりこの制度を活用して、子どもたちがしっかり安心して学べるように、また避難所として開設しても安心して町民がそこに避難できるようにしたらどうかと思います。

それで、優先順位は変わっていないのか。町長の答弁のときは、優先順位とおっしゃいました。そして6月の議会でも優先順位とおっしゃっているんです。だけど、そのときの状況は今、違うと思います。この優先順位、もっと高くはないのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

それから、多賀保育園のことですが、先ほど二つの保育所にまたがって預けられているという方の質問をしたわけですが、これは保護者にとっては大変しんどいことです。特に多賀保育園の場合、車で測ったんですが、保育所の駐車場が保育園から約500メートル離れたところにあります。この500メートルという距離は玉水橋より長いんです。そこを保護者の方は子どもを連れて往復して戻ってくるわけですね。もし多賀保育園と玉川保育園に預けられた場合、1人の子どもを暑い中、車の中に残して、ほっておいて、1

人だけ送り迎えすることはできないです。雨が降る場合があります。それから曜日によっては布団も抱えながら行かなければならないような事態も今の状況だと生まれてくるわけであります。井手町は豊かな財政があるというふうにお聞きしておりますので、ぜひ、そういう住民の人たちの声をしっかり受け取っていただいて、ゼロ歳児保育を何とか実現していきたいと思っておりますが、それは要望であります、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） まず最初の高齢者の女性の方のことは、私は存じ上げませんでした。その話は聞いておりませんでした。今おっしゃったことは、よくよく分かるんです。私のさきの答弁でも、やらないとは言っていないです。住民のニーズ、要望等々これから聞いて、また次、山城多賀駅前に商業施設もできますし、そこでのこともきちんと皆さんにどうしていったらいいかというのを聞きながら、土日の運行だって、社会福祉協議会では無理だけでも、その枠を飛び越える仕組みは何かないのかというのも社会福祉協議会の所長とも今、対話を重ねている途中でありまして、取りあえずその話は十分私も理解しておりますし、検討していきたいと思っております。

次の体育館のことは、優先順位というのは前町長がおっしゃられたことだと思うんですけども、今、確かに熱中症は大変な問題だと思っております。今はスポットクーラーで対応していると思っておりますけども、これも体育館の構造上の問題がありまして、一概にすぐいきましようかということとはできないんです。やはり、先ほども言いましたけども、年々、大きな庁舎などを造ったことによって負債も抱えることになりまして、十分それは検討していきながら、これもまた本当に私、選挙期間も言いましたけど、議員の皆さんの意見もちゃんと聞きながら対応していきたいとは考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 先ほどの「IDECA」のアンケートについてでございますが、こちら実施主体が井手町社会福祉協議会ございまして、そちらで判断されるものにはなりますけれども、現在、実施計画を策定して

「I D E C A」を実証運行しております。その実施計画の中には、利用者の意見等の把握という項目もございますので、アンケートになるのか、実施主体の判断によりますけれども、何らかの形で把握はされるものと考えております。

以上です。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。3回目です。

2番（谷田健治） 先ほどの高齢者の方が体調を崩されてという件、これ、町の職員の方が電話もかけて、お水も水道水だったそうですけども、提供されたということで、僕は適切な対応をされたというふうに思うんですが、申し上げたいのは、やっぱり井手町の役場に来られた方が、これは職員の方も含めてですけども、どのようにしてこの役場に来られたのかという、その人の立場に立ったような見方をしないと、そういうことは起こると思うんです。坂を上って来られたわけですよ。すなわち、先ほど申しあげました保育園のこともそうです。子どもを連れて荷物を背負って雨の中を行かないといけないような、500メートル行こうと思ったら大変、往復ね。すなわち、行政というのは住民一人一人、いろんな人たちがいますよね。その人たちを一人一人大切に見るという視点を持っていただきたい。

ただ、町長のところに高齢の方のそれが伝わっていないというのは、僕は非常に残念だというふうに思いました。やっぱり新しい庁舎をつくったわけですから、そこにどのように来られたのかということをしっかりつかんで、それは共有していただくような課題だと思います。それが地方自治法の目的にもかなう考えだと思いますので、引き続き、住民一人一人が主人公とおっしゃるわけですから、そのことを十分職員の方、町長はトップですから、徹底していただいて、住民が生活しやすいようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（奥田俊夫） 要望でよろしいですか。

次に、小割直彦議員の質問を許可します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 4番、小割直彦です。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。それと、改めまして、西島町長とともに、町民の皆さんと一緒に安心・安全なまちづくりをしていきたいと思っておりますので、今後とも何とぞよろしく申し上げます。

さて、本題に入りますが、私の方は、越境した樹木の伐採についてです。

最近、隣家の樹木が大きくなり、枝葉が塀や隣家との境界線を越え、自分の敷地に入ってきて困っているとよく耳にします。そういった場合、隣人や周辺住民の方にとっては、樹木が邪魔になって、「洗濯物が乾かない」、「落ち葉が大量に積もる」、「害虫が入ってくる」といった弊害が次々と起こってしまうこととなります。所有者に枝の切除を依頼してもすぐに応じてくれなかったり、高齢が理由で困難であったり、また、土地の所有者が不明で空き家、空き地である場合には、誰に話をすればよいかも分からなくなったりします。しかし、令和5年4月からは、民法第233条の改正により越境した樹木の枝の切取りに関するルールができ、一定条件の下であれば、越境された土地の所有者が樹木を自ら切除できるようになりました。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①民法改正を受け、今回新たにできたルールについて、住民に対してどのように周知を行っていくのか。

②これまでにあった所有者不明の空き家等で、樹木が越境しているようなケースについて、行政としては今後どのように関わっていくのか。また、越境された側の住民が樹木の切除を行った場合、その費用は誰に請求することになるのか。

③高齢であったり、費用が負担できず、本人の手で樹木の切除ができないような場合、町としてどのように対応していくか。

以上3点を質問します。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 小割議員のご質問にお答えします。

越境した樹木の伐採についてであります。一つ目の民法改正を受けて新たにできたルールについて、どのように周知を行っていくのかにつきましては、令和5年4月1日の民法改正により、第233条において、越境した竹

木の枝の切取りについては、1、竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき、2、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき、3、急迫の事情があるときのいずれかに該当する場合は、越境されている土地の所有者が切除できることとなったものであり、その内容等については、町の広報誌やホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

三つ目の高齢であったり、費用負担ができず、本人の手で樹木の切除ができないような場合、町としてどのように対応していくのかにつきましては、あくまでも民民間の問題となることであり、土地等の適切な管理は所有者の責務でありますので、基本的には所有者により対応することとなりますが、行政といたしましては、空き家等に係る所有者の調査協力や、本町では心配ごと相談や無料法律相談など開催しておりますので、越境された側が切る場合の対応や所有者側の対応についても、専門的な見地からアドバイスいただけるよう相談事業を利用させていただくことが最適であると考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) 二つ目の所有者不明の空き家等で樹木が越境しているようなケースにつきましては、越境した枝の切除に係る費用は、枝が越境して土地所有権を侵害していることや、土地所有者が枝を切り取るにより木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には民法第703条(不当利得の返還義務)、第709条(不法行為による損害賠償)により樹木の所有者に請求できると考えられます。

また、行政としての関わりについては、これまでから空き家で所有者が分からない場合は、町においては、空き家等対策の推進に関する特別措置法第10条の3(空き家等の所有者等に関する情報の利用等)の規定により、所有者の把握に関し必要な情報の提供を求める権限があり、切除費用は民民間の請求にはなりますが、所有者の調査協力が可能ですのでご相談いただければと考えております。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 小割直彦議員。

4番(小割直彦) 質問ではございませんが、要望ですけれども、これから先、

台風等、それから秋になりまして落ち葉等、飛来物等の心配があります。隣の家だけの問題ではなくて周辺までそういう被害が、落ち葉等があれば飛んでくる、また掃除しないといけないというような話も聞いておりますので、早急に対策を周知徹底していただきまして、要望とさせていただきます。

以上です。

議長（奥田俊夫） 次に、田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 5番、田中保美です。

まずもって、西島町長、ご当選おめでとうございます。そして、井手町政発展のために、リーダーとして先頭に立って進めていかれることを大いに期待しています。共に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、私の方から通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず、1点目であります。西島町長の教育における主な取組についてであります。

西島町長は井手町長選挙における1期目の公約として六つの基本政策を掲げ、今後、本町における子育て支援の充実や教育環境の充実を図るため、「あすを創造する教育や文化・スポーツをはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」の政策の中で、さらに七つの項目を挙げておられます。これは、「第5次井手町総合計画」の「基本計画」のうち、「第1章 子育て環境の強みをさらに磨こう」の中の子育て環境や学校教育、生涯学習・生涯スポーツなど、各種施策の充実と密接につながってくると思われれます。また、これら教育分野における各種施策は、西島町長が議員時代に目指してこられた「みんなでつくるまちづくり」とも大きく関係しており、そのうち、今回の基本政策である「あすを創造する教育」については、私もその考えに大きく賛同するところであります。

そこで、次のことについて質問します。

①「あすを創造する教育」として、町長は具体的に今後どのような事業を考えておられるのか。

②これからの「学校教育」の主な取組はどのようなものか。また、「生涯学

習・生涯スポーツ」の主な取組はどのようなものか。

③本町において、具体的に「子どもたちがのびのび育つまちづくり」をどのように推進していかれるのか。

そして、2点目ではありますが、自然環境保全の取組についてであります。

「第5次井手町総合計画」の「基本計画」のうち、「第4章 安心とやすらぎのまちを守ろう」の「第3節 自然環境」では、「目標達成のために取り組むこと」の中の「1. 自然環境の保全」の取組内容として、「かつての自然の姿を取り戻すために、カジカガエル復元事業やゲンジボタル保護事業など、自然環境及び自然景観の復元に向けた取組を推進します」との記載があります。

現在も「カジカガエル保護友の会」や「ゲンジボタルを守る会」といった団体によって、様々な自然環境に関わる取組、実践が行われているとお聞きしますが、「自然環境の保全・啓発」は今後ますます重要ではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①カジカガエル復元事業やゲンジボタル保護事業の主な取組はどのようなものか。

②これまで取り組まれてきたカジカガエル復元事業の成果はどのようなものか。

③本町における今後の自然環境の保全の取組はどういったものが考えられるのか。また、住民への意識啓発の予定は。

ということで、以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、1点目の一つ目と三つ目についてお答えさせていただきます。

私は、公約の中で掲げた基本政策の一つである「あすを創造する教育や文化・スポーツをはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」を実現するため、「子育て支援の充実」、「子どもたちが心豊かに育つ教育環境の充実」、「国際交流・海外派遣事業の進展」、「教育施設等の整備・充実」、「青少年の健全育成活動や住民の生涯学習活動の振興」、「生涯スポーツ、レクリエーシ

ヨンの振興」、「地域文化の継承・発展と文化活動の充実」の七つの項目に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、これまで実施してきた中学校までの給食費の無償化や英検・数検チャレンジ推進事業、国際交流・海外派遣事業等の府内トップクラスの教育施策を継続するとともに、本町における定住、移住の促進を図るため、これらの施策を町内外に広く発信していきたいと考えております。また、府立井手やまぶき支援学校との交流事業をさらに促進するとともに、図書館などの新たな機能を活用した、より充実した生涯学習メニューを実施し、現在取り組んでいる各種事業について、スポーツ協会、文化協会等の関係団体にも協力を頂きながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 二つ目のこれからの「学校教育」の主な取組につきましては、町内の小・中学校が一体となって本町の子どもの教育について考える「ジョイント・アップ推進事業」、保育園とも一緒になって取り組まれている「井手町人権・同和教育研究会」などを通して、子どもたちがよりよく成長し、そして子どもたち、保護者の方々が包み込まれていると実感できる教育活動をさらに充実させていきたいと考えております。

また、日々の学習活動はもちろん、グローバル化への対応としての泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業をはじめ、全ての児童・生徒の学力の向上を目指して町独自の各種事業を推進してまいりたいと考えております。さらに、子どもたちが安全で快適に学習できるよう、「井手町学校施設等長寿命化計画」に基づく改修など、学校施設の適正な整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習・生涯スポーツの主な取組につきましては、現在実施している高齢者対象事業である玉川大学や人権のつどい、男女共同参画講演会等において、その時々に適した題材を取り入れるなど、常に情報収集を行い、住民の興味関心を引くよう充実させてまいりたいと考えております。

スポーツに関しましては、住民の健康増進や生きがいにつながるよう、スポーツ推進員が実施しているスポーツイベントや関係団体との連携によるスポーツの出前指導などを継続して実施してまいりたいと考えております。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できず、そのこ

とによる各種事業への参加者の減少が懸念される中、今後、住民の参加意欲を高めるため、ニーズを把握し、誰もが参加したくなるような事業を展開していくことが重要であると考えております。

また、文化協会やスポーツ協会、I D E ゆうゆうスポーツクラブなど、各種団体との連携を強化し、住民の生涯学習・生涯スポーツの機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議員。

8番(谷田利一) 傍聴席、静かにしてください。

議長(奥田俊夫) 傍聴席、静かにお願いします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) 2点目の自然環境保全の取組についてであります。一つ目のカジカガエル復元事業やゲンジボタル保護事業の主な取組につきましては、まず、カジカガエルの復元事業であります。日本の固有種であるカジカガエルは清流の歌姫として美しい声で鳴くことから、町花のヤマブキと並び、奈良時代の小野小町をはじめ多くの和歌に詠まれてきましたが、大変残念なことに昭和28年の南山城水害で姿を消したとされています。カジカガエルのきれいな歌声を復活させようと、玉川の自然景観の復元に向け、平成11年度より地域のカジカガエル保護友の会の協力により、南丹市美山町から許可を得てカジカガエルを借り受け、玉川での復元事業を行っています。今年度も5月にカジカガエル保護友の会とともに40匹程度のカジカガエルを玉川に放流したところであります。

また、ゲンジボタル保護事業につきましては、井手町源氏ボタルの保護等に関する協議会とともに、毎年6月、蛍の活動に影響を与える車のライトの抑制を行うため、南谷川沿いに光の遮蔽対策として寒冷紗を設置するとともに、生息数の推移をはかるため、成虫の数の調査を行っているところであります。

二つ目のカジカガエル復元事業の成果につきましては、カジカガエル保護友の会によれば、最近では、カジカガエルの声が聞かれたなど、自然繁殖しているのではないかと期待が高まっているところであります。清流を好むカジカガエルは自然環境を保全する上で貴重なバロメーターとなっており、また、

住民挙げて自然環境の保全また学習をしていく上でも重要な活動指標と言えますので、識者の意見を聞くなどしながら、引き続き環境保全に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 三つ目の本町における今後の自然環境の保全の取組はどういったものが考えられるのか、また、住民への意識啓発の予定につきましては、本町の自然環境の大切な財産として、今後もゲンジボタル保護等に取り組むとともに、豊かな森林、里山の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、企業のモデルフォレスト活動や森林関係ボランティア団体への支援など、引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、森林経営管理制度の実施による適正な森林管理を目指すとともに、本町を流れる清流の環境保全についても、美化活動等への協力など、関係する団体等への支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

住民への意識啓発につきましては、小・中学生に対し、まちの宝である森林、里山、河川などの自然環境の保全についての理解や啓発のための講義や体験授業の実施を、また、多賀小学校ではゲンジボタルの生息環境についての講義を、それぞれ関係するボランティア団体に実施していただき、井手町の将来を担う若い世代に向け意識啓発を行い、自然環境保全の大切さを理解していただく取組を継続してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 今、質問に対する回答をお聞きして、一つ目の西島町長の教育における主な取組については、教育環境等の充実を図り、子どもたちが伸び伸び育つまちづくりを推進してくださることをお願い申し上げます。

二つ目の自然環境保全の取組については、これからも自然環境を守り、安心と安らぎのまちづくりをぜひともお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） 9 番、岡田久雄でございます。

一般質問に入る前に、まずは、前汐見明男町長の後を受け、見事な成績で新町長に当選されました西島寛道町長に心よりお祝いを申し上げます。井手町のさらなる発展と井手町住民の幸せのため、井手町のかじ取りをよろしくお願い申し上げます、質問に入らせていただきます。

事前に通告しておりました次の 2 点について一般質問を行います。

まず初めに、出生記念となる「命名書」のプレゼントについて質問をいたします。

ご家族にとって、待望だった赤ちゃんが誕生した日は喜びであふれる最大の記念日となりますが、その赤ちゃんに名前をつけることは、両親から赤ちゃんへの最初の贈物でもあり、その名前には様々な思いが込められることとなります。両親が出生届を提出した際、自治体が独自にデザインした用紙に生まれた子どもの名前を記した「命名書」をプレゼントして、自治体としてのお祝いの気持ちを形にすることで、自治体への愛着を深めていただくようなサービスを開始する動きが全国的に広がってきています。実施している自治体によると、「自宅に飾っていただき、家族の新たな門出をお祝いできれば」との思いから推進しているようで、大変好評を得ているとのことであります。

本町においても、例えば「命名書」の交付とともに、写真館などで「命名書」とともに記念撮影を行った費用を町が補助するなどすれば、子育てに手厚いまちだと住民の方からも大変喜ばれると思います。

子育て支援に係る施策が府内でもトップクラスにある本町としては、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、本町の考えをお聞きします。

次に、高齢者等の安全確保のための「見守りシール」の配布について質問をいたします。

我が国は世界一の長寿国であり、認知症とともに生きる高齢者の人口は今後も増加し、2025年には高齢者の5人に1人、国民の17人に1人が認知症になると予測されています。

そのような状況の中、認知症により1人歩き中に行方不明になるおそれがある高齢者等を早期に発見、保護し、ご家族や介護を行う方の負担軽減を図ることを目的に、「見守りシール」の導入を行う自治体が全国的に増加してきております。シールは、「安心おかえりシール」や「おかえり伝言板シール」などとも呼ばれ、QRコードが印刷されたシールを配布して、対象となる方

の衣服や持ち物などに貼りつけておき、行方不明時には、発見者がQRコードを読み取ることで、まずは家族等へ自動的に読み取り通知のメールが送信され、その後、発見者が発見情報や現在地の入力を行いメールを送信すると、自動的に家族へ発見通知メールが届くことになります。そのため、発見者と家族等は個人情報を開示することなく、発見から保護、引渡しを安心・安全に行うことができます。本町においても、認知症の高齢者に対し様々な支援策を実施されていると思いますが、「見守りシール」を活用して高齢者の見守りをより一層強化してはどうかと考えます。

そこで、次のことについて質問をさせていただきます。

①本町における直近での認知症の高齢者数は。

②本町では現在、認知症の高齢者やその家族に対して具体的にどのような支援を行っているのか。

③QRコードつき見守りシールの導入について、本町の考えをお聞きいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 1点目の出生記念となる「命名書」のプレゼントについてであります。本町では、これまでから他の自治体に先んじて様々な子育て支援を実施してきているところであります。令和3年度からは、子どもの誕生を祝い、子育て世帯を応援することを目的として、出生後最初に井手町に住民票を置かれた子どもの保護者に対し、子ども1人当たり10万円の出産応援給付金の支給を実施しており、給付金の支給決定通知書を送付する際、併せて花柄の枠をプリントした厚紙の和紙にお子様と保護者のお名前を記載し、ご誕生のお祝いの言葉を添えた「お祝い状」も同封しております。保護者の皆様から大変ご好評を頂いているところであります。

本町における命名書の取扱いにつきましては、この「お祝い状」をさらに「命名書」としても利用していただけるようにデザインを工夫するなど、今後検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 2点目の高齢者等の安全確保のための「見守りシール」の配布についてであります。一つ目の本町における直近での認知症の高齢者数につきましては、町として認知症と診断を受けている方の人数は把握できませんが、介護保険の基準で、「日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる」といった状態とされる「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方」は、令和5年3月末時点で258名となっております。

次に、二つ目の現在認知症の高齢者やその家族に対する具体的な支援についてであります。これまでも地域包括支援センターに認知症地域支援推進員や初期集中支援チームを設置し、認知症の初期症状が見られたときから早期診断、早期対応につなげられるよう、家族への相談支援や医療機関との連携等を実施するとともに、昨年度からは、高齢者の方が自らの認知機能を把握することができるよう、相談の場や集いの場においてタブレットを活用した「認知症プログラム」を実施し、脳トレ教室への参加や医療機関受診の動機づけとなる取組も進めております。

三つ目のQRコード付「見守りシール」の導入については、本町におきましては、徘徊等により行方が分からなくなった方を早期に発見できるようにする仕組みとして、平成28年度に「井手町SOSネットワーク」を構築し、見守りが必要な方のお名前や特徴などの情報を事前に登録していただき、登録をされた方に対して、スマートフォン等で井手町高齢福祉課を連絡先として表示できる圧着タイプのQRコードを配布しているところであります。

平成28年度以降、「井手町SOSネットワーク」を利用する行方不明者は発生しておりませんが、発生時においてネットワークの実効性が担保できるよう、引き続き制度の周知徹底を図るとともに、見守りが必要な方の事前登録の拡充等を進めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 再質問というよりも要望という形でお願いしたいと思っております。

まず、命名書のプレゼントについてであります。前向きの検討を頂きまして、ありがとうございます。本町は今までに高校生までの医療費の完全無

料化や給食費の無料化、またチャイルドシートの補助金や中学生の国際交流事業など、近隣の市町村に先行して様々な子育て支援が実施されてきています。私は京都一であるというふうに誇らしく思っております。また、多くの方々からもよくそのような声をお聞きいたします。

これからの本町の子育て支援に必要なのは何かと考えたときに、今回の質問のような、命名書のプレゼントのようなちょっとした町の気遣い、思いやりの心ではないかと思えます。それが若者の定住や移住、心の安らぎ、井手町に住むことの心地よさにつながるものと考えています。

また、高齢者等の安全確保のための見守りシールの配布についてであります。8月3日の京都新聞に載っていた記事でございますが、京都府警人身安全対策課によると、昨年、行方不明などで保護した人数は京都府内で6,636人、このうち、認知症かその疑いのある人は3,940人と約6割を占め、前年度から626人も増えて、ますます増加傾向にあるということがありました。また、認知症に詳しい京都府立医科大学大学院の成本 迅教授によりますと、認知症の初期から中期にかけて、急に家の帰り方が分からなくなったり、以前に住んでいた家に帰ろうとしたりすることがあるということでございます。

先ほども言いました位置情報の活用などで事前に備える仕組みも広がっています。しかし、行方不明後は現在警察任せになっているのが現状ではないでしょうか。一刻も早く発見してあげるためにも、ぜひ本町におきまして先進地の取組を研究していただき、見守りシールの活用をよろしくお願ひしたいと思います。それが、本町の行政でよく言われています最少の経費で最大の効果となる行財政運営、また子育てに、高齢者に優しいまちづくりにつながると思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 7番、脇本尚憲です。

通告に基づき、私の方から大きく2点質問させていただきます。

大きく1番、今後の高齢者を取り巻く環境。

介護保険制度が2000年4月に創設されて以来、今年で23年余りが経

過し、国は基本理念である「自立支援」の下、介護保険制度を社会全体で支えながら、高齢者が自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限活かし、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるような体制づくりについて支援を行ってきました。

本町でも現在、「第8期井手町高齢者保健福祉計画」を策定し、「健康で生き生きと安心して、ともに暮らせるまちづくり」を基本理念として、持続可能な介護保険事業の提供と介護サービスの充実を図りながら、様々な対策に取り組んでおられると思いますが、第8期となる井手町高齢者保健福祉計画も今年度が最終年度となることから、これまでの実績を踏まえ、第9期となる新たな井手町高齢者保健福祉計画の策定をしていかなければならない時期に来ていると考えます。

2025年には団塊の世代全てが75歳以上となる、いわゆる「2025年問題」も控えており、後期高齢者への支援に加え、今後ますます増加してくる認知症高齢者についても何か対策を図る必要があると思います。

そこで質問します。

①本町における2025年時点での後期高齢者数の推計と町人口に対する割合は。

②本町の高齢者が現在抱えている課題について、分析資料などから見るその特徴は。

③2025年の認知症高齢者数の推計とその対策は。

④「第9期井手町高齢者保健福祉計画」の策定に向けて、また今後の高齢者福祉施策について、町長の考えは。

大きく2番、森林環境譲与税の活用状況。

森林環境税及び森林環境譲与税は平成31年4月に創設され、そこから約5年が経過しました。森林環境譲与税は、適切な森林の整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から本町にも前倒しで譲与税として国から交付されており、以前の一般質問で質問させていただいた際には、年額約64万円が譲与されるとの回答を頂いております。また、その活用方法については、限られた財源を有効活用し、府や近隣市町村の状況も参考にしながら検討していきたいとの説明を受けました。その後、本町としても、令和2年3月に森林環境等基金条例を制定して、基金を設置し、森林環境などの事業執行に必要な財源確保を行っているところだと思っております。

令和6年度からは、市町村において、個人住民税均等割と併せて、住民の皆様から1人年額1,000円が徴収されます。しかしながら、約半数の地方自治体で使い道が決まっていないなどの報道もあり、本町でも徴収されるその財源が適切かつ有効に活用されるか、今後注目されることになると思います。

そこで質問します。

- ①基金積立てされている森林環境譲与税の直近での総額は。
- ②今年度の森林環境譲与税の交付金額は。
- ③本町における森林環境譲与税の活用状況は。
- ④今後の財源の活用予定や森林整備等における展望は。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは1点目の四つ目についてお答えいたします。

町長選挙における公約の一つとして掲げていました「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」を実現するため、高齢者施策に関しましては、「高齢者の方、障がいのある方、認知症の方も安心して暮らすことができる互いに支え合い共生する社会の構築」と「健康づくりと認知症も含めた介護予防・重症化防止の推進」を柱にして、団塊世代の子ども世代が高齢者となる時期である2040年を見据えて、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるよう、策定中の「第9期井手町高齢者保健福祉計画」に具体策を盛り込み、関係機関や関係団体と連携しながら、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 1点目の一つ目の本町における2025年時点の後期高齢者数の推計と町人口に対する割合につきましては、令和3年3月に策定した第8期井手町高齢者保健福祉計画において、後期高齢者数は1,494名、町人口は6,833名と推計しており、構成比割合の推計は21.9%となっております。

二つ目の本町の高齢者が現在抱えている課題について、分析資料などから見る特徴につきましては、まず、高齢者人口に対する要介護認定者の割合の

増加でありまして、高齢者の全体数は令和元年度をピークに減少しているものの要介護認定者数は横ばいで推移しており、令和元年度末の20.3%が令和4年度末は21.7%と1.4ポイント増加しております。

次に、要支援1・2の方の在宅サービスの利用の増加でありまして、介護給付費の令和4年度の実績を見ますと、当該要支援の方が利用される介護予防サービス等の給付額が前年度と比較して約20%増加しており、これらのデータから全体的に要支援や要介護状態の進行が見られることから、高齢者の方が健康な状態で生活を継続するためには、早期からの虚弱状態の予防が課題となっております。

三つ目の2025年の認知症高齢者数の推計とその対策につきましては、認知症高齢者数は、令和3年3月に策定した第8期井手町高齢者保健福祉計画では469人と推計しております。

次に、その対策につきましては、先ほど岡田議員にお答えいたしました「脳トレ教室ひまわり」の開催や「初期集中支援チーム」による支援、「認知症プログラム」の活用のほか、認知症となった方も安心・安全に生活できる地域づくりのための取組として、認知症の方だけでなく家族や地域の人々が一緒になって集まる居場所として、新たに本年9月から「ひまわりカフェ」の定期的な開催や、認知症に対する正しい知識の普及啓発のため、「認知症サポーター養成講座」の実施等にも取り組んでいるところであります。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の森林環境譲与税の活用状況についてであります。一つ目の基金積立てされている森林環境譲与税の直近での総額につきましては、令和5年8月末現在での基金残高は186万3,400円になっております。

二つ目の今年度の森林環境譲与税の交付金額につきましては、令和4年度と同額の配分予定となっており、年額165万円の譲与額を見込んでおります。

三つ目の本町における森林環境譲与税の活用状況及び四つ目の今後の財源の活用予定や森林整備等における展望につきましては、森林環境譲与税については、令和元年度から配分が始められましたが、少額であったため基金に積み立て、令和3年度から森林経営管理制度に活用しているところであります。

す。本管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度でありまして、令和3年度からは、防災対策の観点から、土砂災害警戒区域内にある私有林人工林を中心に約46ヘクタールの森林を対象に現地調査等を行い、その中で、昨年度は優先度の評価に基づき選定した森林約5ヘクタールの所有者に対し、意向調査を実施してきたところであります。また、昨年度の意向調査により森林経営は困難であると判断した森林において、町が主体となって、今年度は間伐等を実施する予定であります。

今後は、基金積立てなどにより必要な財源が確保できれば、現地調査を行った残る森林について、意向調査等を実施し、林業経営者の意向も確認しながら適切な管理を進めていきたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 再質問ではなく要望としてお伝えしたいと思います。

まず、高齢者の問題ですが、今後は超高齢化社会に向けて、介護にならないように、また、介護が必要となっても安心した暮らしができるようにといったニーズだけではなく、どんな環境で人生の最期を迎えられるかといった希望も今後出てくると思います。いわゆるターミナルケアというものです。具体的には、病院や施設で臨終するのではなく、自宅や自宅に近い環境で親族や関係性の深い方に囲まれてみとられる、そのような希望についてもかなえられるような支援体制を盛り込んだ計画を策定していただけるように要望しておきます。

また、2点目の森林環境税のことですが、本町は町面積の約7割が森林を占めており、町内で東側を向けば山々が広がり、自然の豊かさを感じることができます。森林環境税は、将来にわたり森林環境を守っていこうという崇高な理念の下、成り立っており、課税負担をすることについては住民の方も理解を得やすいと思います。住民の方からもっと環境問題を身近に感じてもらえるような取組に活用できるように要望して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（奥田俊夫） 次に、鎌田隆宏議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 3番、鎌田隆宏です。

私の方からは1点質問させていただきます。

避難所についてです。近年では、毎年のように全国各地で風水害や地震の被害が報告されています。特に今年は記録的な猛暑に加え、全国各地での台風による被害も多く、住民の方々も例年以上に災害に対して関心を持たれていると思います。地震は突発的に発生しますが、台風や大雨などは、ある程度の進路予測情報や位置情報などが発表されるため、事前に予測や準備を行うことが可能です。

その中で重要になってくるのが避難所です。町ホームページの「避難所一覧」によると、本町では、災害時に井手、多賀両小学校をはじめとする8か所の避難所を開設し、さらに、災害の内容や被害の状況等に応じ、6か所の公共施設などを追加で避難所として開設するとの記載があります。以前には上井手区の住民の方から「避難所となる自然休養村管理センターは遠いので、一旦、上井手公民館で待機を行い、その後、自主防災組織や消防団に自然休養村管理センターに連れていってもらえないか」と要望をお聞きしたことがあります。また、高月区の方からも「井手小学校に避難を行うよりも、これからは近くて防災機能も高い新庁舎へ避難を行うことはできないか」といった意見も伺いました。これからは、災害の状況に応じ柔軟に指定された避難所に安心・安全かつ迅速に避難ができることが必要になってくると考えます。

西島町長は先日、テレビのインタビューの中で、防災については、今年度末に完成予定の「同報系防災行政無線」を活用しながら、消防団や自主防災組織とも連携して、タイムラインなどを策定し、迅速な避難ができるよう体制を整えていきたいと答えておられました。また、新聞記事によると、町長は地域住民をはじめとする多くの方々の意見やアイデアを広く集めていきたいとの考えもお持ちのようですので、次のことについてお伺いします。

①住民が消防団や自主防災組織などと連携しながら、一旦待機を行った場所から避難所へ移動を行うことは可能でしょうか。

②今後、防災拠点と考えられている新庁舎に住民が避難を行うことはできるのでしょうか。

③タイムラインや防災計画の策定などの際に、西島町長は住民の意見をど

のように広く集め反映されていくのか、お考えをお聞かせ願います。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは三つ目についてお答えさせていただきます。

タイムラインや防災計画の策定などに当たっては、これまでからマイ防災マップの作成時には、避難所までの安全な避難経路や危険箇所など、地域住民のご意見を伺い、地域ごとの避難方法などを反映したマップを作成しており、タイムラインや地域防災計画の策定、変更に当たっても、防災会議等の専門的なご意見はもとより、今後より一層、地域住民の幅広いご意見も伺えるようにパブリックコメントなどの活用も検討しながら、有事の際に円滑に避難していただける有効な計画となるよう努めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 一つ目の住民が消防団や自主防災組織などと連携しながら待機場所から避難場所へ移動を行うことは可能かにつきましては、これまで、住民の方が自宅から避難所への移動に際し支援が必要との情報が入った場合には、消防団の協力を頂き、当該住民とともに避難所まで安全に移動していただいておりますので、公民館に一時的に避難された場合などについて、移動の際に支援が必要な場合には、その時々状況に合わせて、消防団や自主防災組織の協力を得ながら安全に避難所へ移動していただくことは可能であると考えております。

二つ目の新庁舎に住民が避難することができるのかにつきましては、これまでから山吹ふれあいセンターを避難所として指定していることから、新たな山吹ふれあいセンターにつきましても引き続き避難所と位置づけるとともに、中庭である「ドマ」部分も災害時等には防災広場としての機能も有しており、一時避難場所としての利用も可能であることから、今後、防災会議でのご意見はもちろん、地域住民のご意見も伺いながら、地域防災計画の見直しなどに盛り込んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 再質問です。小型犬などのペットを置いて避難することはためらいがあるので、避難所に行かないという選択をされる方もおられるようです。避難所へペットを連れていくことは可能でしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ペットの同行避難といいますか、ペットも一緒に避難されるということで懸念される方もおられると今、話がありましたけれども、実は以前にも避難所にペットを連れて避難された方がおられまして、その方にも、もちろん一緒に来られたんですけれども、そのときにはフロアを別にして、離れて避難していただいております。ですから、ケージをお持ちいただいている場合など、またその場合もいろいろ対応はあるとは思いますが、その避難場所であったり避難の状況に合わせてケースケースで対応させていただきますので、その辺もいろいろ研究しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。午後は14時から再開したいと思います。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 2時00分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、報告第18号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、報告第18号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和5年度井手町一般会計補正予算（第4回）でございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和5年度井手町一般会計補正予算（第4回）。

令和5年度井手町の一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,184万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。20款繰越金、補正前の額1,027万1,000円、補正額553万5,000円、計1,580万6,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額53億6,630万7,000円、補正額553万5,000円、計53億7,184万2,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億6,228万円、補正額553万5,000円、計12億6,781万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の553万5,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額53億6,630万7,000円、補正額553万5,000円、計53億7,184万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の553万5,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 初めてで分からないんですが、ページで言いますと、6ページはまだ質問に入りませんか。分からないので、教えてください。その質問、よろしいでしょうか。

議長（奥田俊夫） はい。

2番（谷田健治） 6ページの井手町議会議員補欠選挙のところなんですが、右の方を見ますと、選挙公報というのが普通あるのと違うかと思って見ていたら、なかったんです。実際に井手町議会議員補欠選挙でも選挙公報というのはなかったんですが、私自身はそういうものがあるんだろうとっていたので、なぜ井手町の場合、選挙公報の発行がないのかというのが不思議に思いました。質問させていただきました。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 選挙公報の関係でございます。選挙公報については、この費用というのは、今までも発行していませんので入っておりません。先ほどおっしゃられましたように、選挙公報は3日前までに必ず到着しないといけないというのがございまして、町村は、火曜日に告示をして、5時に閉めて、そこから印刷を全部発注して各戸に配布するというような作業的に厳しいものがございまして、近隣ではあまり公報は町では出ていないのが現状であります。ただ、国政や府政であれば、告示期間が長い期間でございますので、そういう対応は私どもも何とかさせてもらうんですけれども、町政での告示期間から受付締切りして、そこから確認して印刷して各戸に配布いただくということについてはなかなか厳しいところもございまして、これまでから町議会、町長選挙については、選挙公報は現在のところはないということでございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 今の説明でいいますと、選挙期間が短いということで、配布体制といいますか、そういうのが難しいという回答だったんですけども、町でも府内を見れば、実際には選挙公報を出しているところもあると思います。例えば伊根町などはそうだと思うんですが、選挙公報が出されますと、たとえ仮に無投票になっても、選挙公報がホームページ上にアップされまして、有権者の方は、この議員はこういうことを公約として立候補されているんだということが分かるわけですね。だから、民主主義の原則から言いますと、やはりできる限り努力はしていただきたいと思いますので、そのことをお願いしたいと思います。私も教員をしておりましたので、社会科で自治政

治のところでは、選挙公報を出される。それに基づいて有権者の人はそれぞれの人を選ぶんだということを教えているわけです。だけど、井手町では、ないということで、近隣でいうと出していないところもあるだろうと思いますが、出しているところもあるわけですから、ただ、精華町は出していると思います。ぜひそういう努力はしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第18号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第18号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、報告第18号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第19号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、報告第19号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次ページをご覧ください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回、新庁舎の外構工事において、排水機能を高めるため、当初コンクリート蓋で水路の設計をしていたものをグレーチング蓋に変更したこと等により増額の変更契約をするものであります。

それでは、次ページをご覧ください。工事請負契約変更の件でございます。

井手町新庁舎等計画地外構工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。4井総第9号、井手町新庁舎等計画地外構工事。2、変更契約金額。金2億5,564万1,100円、うち取引に係る消費税額、金2,324万100円。3、今回変更による増額。金220万円、うち取引に係る消費税額、金20万円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48-3、中和・山川特定建設工事共同企業体、中和建設株式会社、代表取締役、中谷英輔氏。5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第19号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第9、議案第50号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第50号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町表彰条例第3条の規定により、下記の者を本町自治功労者に推薦したいので、議会の同意を求める。

記といたしまして、井手町表彰条例第3条第1項第1号、京都府綴喜郡井手町、汐見明男氏、満75歳。

井手町表彰条例第3条第1項第5号、京都府綴喜郡井手町、辻井幸弘氏、満64歳。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第50号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決します。

議案第50号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　　挙手全員です。したがって、議案第50号は同意することに決定しました。

次に、日程第10、議案第48号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第5回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝）　　それでは、議案第48号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第5回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,394万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額5億8,008万5,000円、補正額4,443万7,000円、計6億2,452万2,000円であります。

18款寄附金、補正前の額49万4,000円、補正額122万4,000円、計171万8,000円であります。

19款繰入金、補正前の額8億1,663万9,000円、補正額853万4,000円、計8億2,517万3,000円であります。

20款繰越金、補正前の額1,580万6,000円、補正額541万9,

000円、計2,122万5,000円であります。

21款諸収入、補正前の額1,769万1,000円、補正額248万6,000円、計2,017万7,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額53億7,184万2,000円、補正額6,210万円、計54億3,394万2,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億6,781万5,000円、補正額524万5,000円、計12億7,306万円です。財源内訳といたしまして、その他の523万9,000円、一般財源の6,000円であります。

3款民生費、補正前の額11億2,206万1,000円、補正額772万2,000円、計11億2,978万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の772万2,000円あります。

4款衛生費、補正前の額3億3,276万9,000円、補正額4,446万2,000円、計3億7,723万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の4,443万7,000円、一般財源の2万5,000円あります。

8款土木費、補正前の額6億5,658万2,000円、補正額220万円、計6億5,878万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の220万円あります。

9款消防費、補正前の額5億1,238万4,000円、補正額247万1,000円、計5億1,485万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の247万1,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額53億7,184万2,000円、補正額6,210万円、計54億3,394万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の4,443万7,000円、その他の771万円、一般財源の995万3,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、令和5年度井手町一般会計補正予算（第5回）

に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面对照番号①、事業名、改良住宅等改修、事業費、220万円、財源内訳としまして、一般財源の220万円。事業の概要としまして、空き家改修1戸であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲）　私の方からは3点質問させていただきます。7ページ、まず、空き家活用促進調査の目的と具体的な調査の内容についてお尋ねします。

2点目が、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費ということで大きな額が上がっていますが、これの具体的な被害の内容、個人情報があるかと思いますが、話せる内容で、もし教えていただければ情報を頂ければと思います。

最後、低所得妊婦初回産科受診料支援につきまして、目的と趣旨、具体的な助成の内容と、対象となる予定の件数等ありましたら教えてください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人）　空き家の活用促進調査事業の目的でございますが、空き家の適切な利活用を図るために、令和6年度までを計画期間としている井手町空家等対策計画の次期計画の策定に向けまして、今回井手町内の空き家の実態について現状把握するというところでございますが、今回補正させていただくのは、国の法律、空家等対策の推進に関する特別措置法が6月14日に公布されました。6か月の公布期間を経て年内施行ということになるんですけども、その法案の改正趣旨ですね。特に空家等活用促進区域の指定ができるということで、地域の再生拠点、観光振興の拠点など、そういう区域の指定もできるということになってございます。例えば接面道路の幅員の規制合理化なんかもそこに含まれているんですけども、それが井手町において点と

線でどのような形でできるかということも踏まえまして、今回新たに調査をするということです。

もう1点、大きな改正の中に、特定空家というカテゴリーが今まであったわけですが、状態が悪くて周囲に悪影響を及ぼすようなもの。その特定空家の未然防止をするという趣旨で、新たに管理不全空家というカテゴリーが設けられまして、その基準はこれからまた京都府と国の説明会もあるんですけども、管理不全空家がどのように認定できるのかということも踏まえた調査になるのかなと思っています。

井手町で前回調査したのが平成28年、それ以来調査していないということですので、具体的な調査内容としましては、一定机上の調査をしまして、現地、これはおそらく400軒近い空き家の調査になってくると思いますので、到底職員だけでは難しくなりますので、委託調査という形でさせていただきたいと思います。その調査内容につきましては、先ほど申しましたように、井手町の空家等対策計画に盛り込んでいきたいと思っています。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費でございますけれども、こちらは令和3年度に町外の高齢者施設に入所されておりました80代の女性が新型コロナウイルスワクチン接種後、死亡されたものということで、新型コロナウイルスワクチン接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣が認定しており、市町村が給付の事務手続を行うというものでございます。

次に、低所得妊婦初回産科受診料支援でございますけれども、こちらは低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握して必要な支援につなげるということを目的として実施しております。こちらを年間最大5人というふうに見込んでおりまして、5人分、1人1万円でございますので、5万円を要求させていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 私の方からは8ページ、改良住宅等改修220万円ですけども、これの内容をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広） 改良住宅等改修の補正につきましては、今回既存の住宅で改修が必要なところを追加計上するものであります。箇所につきましては、井手町井手下赤田西4-25ということで、二戸一住宅1戸を予定しております。設計監理の委託料に20万円、工事請負費に200万円を計上したところであります。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 工事請負の工事の内容を、どういう中身なのかというのをお尋ねしたつもりなんですけども。お風呂を直される、トイレを直される、クロスを張り替えるなどという、何を改修されるのかというのをお聞きしているんです。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広） 改修箇所の内容なんですけども、まず、設計監理ということで設計業者の方に確認いただきまして、必要箇所、例えばキッチンだったり居間だったりというところの改修が必要な箇所が分かりましたら、工事費として計上して工事をやるといった内容で考えております。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 私の方から同じく8ページの消防団員退職報償金ですけども、何名の方が退職されるのか。それと、退職された後の団員数について、補充されるのか、そのままいかれるのかお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　まず、退職報償金の関係でございます。消防団員、今回 8 名の退職報償金を計上させていただいております。ただ、5 年未満の者が 1 人おられますので、9 名が退職されるというところでございます。

それで、今日現在で消防団員 201 名となっております。補充されるのかというところなんですけれども、年度途中からでも入りたいという方であったら入ってもらっています。9 月 1 日から団員も減っていつていますもので、1 名入って 201 名ということになっておりますので、地域の方でいろいろ減ったところについては、入りたいというお声があれば入っていただいているということで、徐々にではありますけれども、各支部、動いていただいております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 48 号、令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）を採決します。

議案第 48 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　　挙手全員です。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 49 号、令和 5 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎）　　それでは、議案第 49 号、令和 5 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定める

ところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,732万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,115万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和4年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金等の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。3款国庫支出金、補正前の額2億3,487万2,000円、補正額84万2,000円、計2億3,571万4,000円であります。

次に、4款支払基金交付金、補正前の額2億4,626万8,000円、補正額49万2,000円、計2億4,676万円あります。

次に、5款府支出金、補正前の額1億3,739万2,000円、補正額42万1,000円、計1億3,781万3,000円あります。

次に、7款繰入金、補正前の額1億8,799万2,000円、補正額2万1,000円、計1億8,801万3,000円あります。

次に、8款繰越金、補正前の額1,000円、補正額1,554万9,000円、計1,555万円あります。

以上、歳入合計、補正前の額9億7,383万円、補正額1,732万5,000円、計9億9,115万5,000円あります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。6款諸支出金、補正前の額1万1,000円、補正額1,732万5,000円、計1,733万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の126万3,000円、その他の49万2,000円、一般財源の1,557万円あります。

以上、歳出合計、補正前の額9億7,383万円、補正額1,732万5,000円、計9億9,115万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の126万3,000円、その他の49万2,000円、一般財源

の1, 557万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第49号、令和5年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、発委第2号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

発委第2号について、提出委員長から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　木村武壽議会運営委員会委員長。

10番（木村武壽）　10番、木村武壽です。

それでは、ただいま議題となっております発委第2号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

過去の議会において議会議員の定数条例が改正され、議員定数が12人から10人となったことに伴い、現在設置しております議会運営委員会の委員定数を6人から5人に改めるものであります。

それでは、発委第2号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明いたします。2ページの井手町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

例規ページ数105、第4条の2、議会運営委員会の設置につきまして、第2項、議会運営委員会の委員の定数6人を5人に改める。

1ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第2号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月15日、午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会　午後　2時36分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

副 議 長 谷 田 利 一

署名議員 鎌 田 隆 宏

署名議員 脇 本 尚 憲